

第 2 3 回 柏市農業委員会総会議事録

1 令和 8 年 6 月 5 日(金)柏市農業委員会総会を柏市農業委員会会長染谷 茂が招集した。

2 場所 市役所分室 3 第 4 会議室 午後 2 時 0 0 分

3 出席した委員は次のとおりである。

< 農業委員 >

1 番	岡	田	英	夫	2 番	染	谷	織	恵	
3 番	平	川		徹	4 番	深	山	敬	子	
5 番	坂	卷	洋	行	6 番	豊	田	佐	智子	
7 番	伊	藤		透	8 番	大	宮	茂	男	
1 0 番	染	谷		茂	1 1 番	橋	本	英	介	
1 2 番	谷	田	貝	和	代	1 4 番	山	崎	明	久
1 5 番	日	暮		悟						

1 5 名 中 1 3 名 出 席

< 農地利用最適化推進委員 >

1 7 番	寺	島	和	彦	1 8 番	関	根	勝	敏
1 9 番	林		敏	夫	2 0 番	清	水	良	晃
2 1 番	鹿	倉	健	次	2 2 番	友	野	博	之
2 3 番	木	村	美	智子	2 4 番	富	澤	智	彦
2 5 番	坂	卷	儀	治	2 6 番	砂	川	晴	彦
2 7 番	中	村		衛	2 8 番	嶋	田		等
3 0 番	鈴	木	幸	夫	3 1 番	大	塚	信	幸

1 5 名 中 1 4 名 出 席

4 欠席した委員は次のとおりである。

9 番	成	嶋	君	美	1 3 番	村	越		等
2 9 番	江	口		武					

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長 関 野 昌 幸

事務局 長 補 佐 兼 岡 洋 和

主 任 寺 田 直 晃

主 事 補 若 月 航 輝

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について

議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の送付について

議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画案への意見について
(その1～その2)

7 報告事項

(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について

(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について

(3) 利用権の中途解約に係る通知の確認について

(4) 生産緑地地区の買取りの申出による農業従事者へのあっせんについて

(午後2時00分開議)

議長 ただいまより第23回柏市農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は農業委員15名中13名，推進委員15名

中 13 名の出席でございます。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

議長 それでは、日程 1，議事録署名委員を選任したいと思いますが、選任方法はいかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

議長 ありがとうございます。「議長一任」ということですが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 それでは、指名をいたします。

日暮 悟委員，岡田英夫委員，よろしくお願いいたします。

議長 次に、日程 2，一般報告事項につきましては、お手元の配付資料のとおりでございますので、ご了承願います。

それでは、議案の審議に入ります。

今月の担当は、第 3 調査会であります。

調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について、山崎委員長よろしくお願いいたします。

山崎委員長 農地第 3 調査会は、去る 6 月 1 日，6 月 2 日，令和 8 年度第 3 回農地調査会を実施しました。

今回の調査議案である農地法第 3 条 7 件，第 5 条 7 件，許可を要しない土地の証明願 1 件，主たる従事者証明 3 件について、現地調査並びに面接調査を行いました。

次に、令和 8 年 2 月に開催された第 19 回総会の議案第 1 号から第 2 号の計 5 件について、巡回パトロールの結果報告を受

けました。

特に問題のある案件はありませんでした。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

議長 それでは、日程 3，議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局お願いします。

（議長の指名で事務局が総括説明）

議長 ありがとうございました。

それでは、審議に入ります。

1 番について調査結果の報告を山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 1 番についてご報告します。

調査会資料は、5 ページからになります。

本件は、●●在住の譲受人が、隣接する自己所有地と一体的に耕作するため、また譲渡人は、高齢により経営規模縮小のため、所有権の移転に伴う許可申請です。

申請地は、●●の田●●筆、●●㎡で、●●を作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第 3 条第 2 項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第 3 調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1 番について何か質問はございませんか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、1 番を承認いたします。

次の審議に入ります。

2 番について調査結果の報告を山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 2 番についてご報告します。

調査会資料は、9 ページからになります。

本件は、●●在住の譲受人が、自己所有地と一体的に耕作したいため、また譲渡人は、高齢により経営規模縮小のため、所有権の移転に伴う許可申請です。

申請地は、●●の田●●筆、●●㎡で、●●を作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2 番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、2 番を承認いたします。

次の審議に入ります。

3 番について調査結果の報告を山崎委員長お願いいたします

山崎委員長 3 番についてご報告します。

調査会資料は、12 ページからになります。

本件は、●●在住の譲受人が、隣接地と一体的に耕作したいため、また譲渡人は、相続により農地を取得したが、農業経営を行っていないため、所有権の移転に伴う許可申請です。

申請地は、●●の田●●筆、●●㎡で、●●を作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

3 番について何か質問はございませんか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、3番を承認いたします。

次の審議に入ります。

4番について調査結果の報告を山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 4番についてご報告します。

調査会資料は、16ページからになります。

本件は、●●在住の譲受人が、家族内で贈与し、耕作したいため、また譲渡人は、後継者に農業経営を引き継ぐため、所有権の移転に伴う許可申請です。

申請地は、●●の田●●筆、●●㎡で、●●を作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

4番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、4番を承認いたします。

次の審議に入ります。

5番及び6番は関連しておりますので、一括して調査結果の報告を山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 5番及び6番についてご報告します。

調査会資料は、20ページからになります。

本件は、●●在住の譲受人が、新規就農のため、また譲渡人は、経営規模縮小のため、賃借権の設定に伴う許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆、●●㎡で、●●を作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

5番及び6番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

友野委員 ●●年に親元就農とあるんですけれども、この場合も新規就農になるんですか。

山崎委員長 親元就農を開始した後、親元が農業法人化し、しばらく役員でしたが、今回独立したいということで新規就農に該当します。

友野委員 分かりました。

議長 よろしいですか。

そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、5番及び6番を承認いたします。

次の審議に入ります。

7番について調査結果の報告を山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 7番についてご報告します。

調査会資料は、29ページからになります。

本件は、●●所在の一般法人である譲受人が、新規就農のため、また譲渡人は、農業経営を行っていないため、賃借権の設定に伴う許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆、●●㎡で、●●，●●，●●，●●を作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

7番について何か質問はございませんか。

よろしいですか。

岡田委員 この会社が新規就農ということになるんですか。

山崎委員長 そうです。

障害者をこの会社が雇っているんですけれども、現在●●名いる従業員の働く場所をつくるために申請しております。現在は●●で働いてもらっています。それを今度自分の会社で、農地を借りて、そこでやるということで新規就農になります。

岡田委員　そういう形でも新規就農になるんですか。

山崎委員長　自社で雇った方々に働いてもらう場所をつくるために、農業をやるので新規就農という形になります。

岡田委員　分かりました。

議長　そのほかございませんか。

鹿倉委員　法人でも新規就農としての補助金が出るんですか。

事務局　補助金については農政課が所管となるため、事務局では把握しておりません。

鹿倉委員　分かりました。

議長　そのほかございませんか。

鹿倉委員　従業員●●名の方なんですけれども、この方は確定で、この会社で農業に従事するということでよろしいんでしょうか。

山崎委員長　はい。

鹿倉委員　もう会社としては運営されているんですか。

山崎委員長 しています。

鹿倉委員 分かりました。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、7番を承認いたします。

次の審議に入ります。

8番から10番までは関連していますので、一括して調査結果の報告を山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 8番から10番についてご報告します。

調査会資料は、38ページからになります。

本件は、●●所在の農地所有適格法人である譲受人が、経営規模拡大のため、また譲渡人は、高齢により経営規模縮小のため、所有権の移転に伴う許可申請です。

申請地は、●●の田●●筆、●●㎡で、農地造成後、●●を作付けする計画です。

なお、造成計画については、議案第2号第2番から4番で調査結果を報告します。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

8 番から 10 番までについて何か質問はございませんか。
よろしいですか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、8 番から 10 番
までを承認いたします。

議案第 1 号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する県
への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

1 番について調査結果の報告を山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 1 番についてご報告します。

調査会資料は、42 ページからになります。

本件は、売買による所有権移転を伴う貸資材置場への転用許

可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆、●●㎡です。甲種農地・第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は、●●でアパートの建築・管理事業を営む法人の代表取締役を務める個人です。アパート建て替え需要の増加が見込まれ、従来のように建設予定地に資材を置くことができないため、資材置場が必要となりました。また、申請地が事業所と建築が行われるであろう地域からも近く、今後も建て替え需要の増加が見込まれるため、申請に至ったものです。

なお、当該地は譲受人が取得し、代表取締役を務める●●に貸与予定です。

計画内容は、現状の土地を整地し、厚さ10cmの碎石敷とします。車両出入口は、既存土留めを撤去しスロープを設置します。また、スロープは転圧処理の上、樹脂製養生敷板（プライター）を設置する。整地後は、鉄骨、木材、断熱材等のアパート建設資材の一時置場として利用します。

被害防除対策として、雨水は自然浸透とする。シートフェンスで周りを囲みます。ガードラックに資材を集積し飛散防止、可燃物の集中的な管理を行います。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1 番について何か質問はございませんか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、1 番を承認いたします。

次の審議に入ります。

2 番から 4 番までは一体の事業ですので、一括して調査結果の報告を山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 では、2 番から 4 番についてご報告します。

調査会資料は、47 ページからになります。

本件は、使用貸借権の設定に伴う農地造成の転用許可申請です。

申請地は、●●の田●●筆の一部、●●m²です。農用地区域になります。一時的な利用に供するために行う事業による不許可の例外と判断いたしました。

申請地は、水はけが悪く耕作しづらいことから、第3種建設発生土による盛土によって農地造成を行うものです。土壌改良後は、●●を栽培する計画としています。

計画内容は、現状地盤よりかさ上げを行い、平均盛土高は2.24mとする。工事完了後は境界杭を復元します。埋立て方式については、単純埋立て方式にして1.0m覆土します。造成期間は3年です。

被害防除対策として、雨水は自然浸透とします。オーバーフローした雨水については、コルゲート管半管を設置し、流末排水に放流します。工事中は誘導員を配置し、安全に配慮して工事を行います。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用

関係事務指針に基づき審査したところ，農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力・信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等について審査する一般基準については，適正であると認め，第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対し，許可された場合には，申請内容に基づき，責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番から4番までについて何か質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 「なし」という声がございましたので，2番から4番までを承認いたします。

次の審議に入ります。

5番について調査結果の報告を山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 5番についてご報告します。

調査会資料は，53ページからになります。

本件は，使用貸借権の設定に伴う駐車場への転用許可申請です。

申請地は，●●の畑●●筆，●●㎡です。甲種農地・第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり，小集団の生産性の低い農地であることから，第2種農地と判断しました。

譲受人は，●●で●●を営む法人です。申請地は，●●年頃から農地法の許可を得ることなく碎石を敷いて駐車場として利用していました。これまで，農地転用手続を失念していましたが，引き続き現在の状況（碎石10cm敷）で使用したく申請

に至ったものです。

本来、転用手続を事前に行うべきであり、始末書が提出されています。

計画内容は、●●台分の駐車場及び会社案内用看板などを設置します。敷地内は現状（碎石10cm敷）のまま使用します。法面部分は防草シートを設置します。

被害防除対策として、雨水は自然浸透とします。アイドリング防止を徹底し、敷地内の適正管理を行います。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

5番について何か質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 「なし」という声がございましたので、5番を承認いたします。

次の審議に入ります。

6番について調査結果の報告を山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 6番についてご報告します。

調査会資料は、58ページからになります。

本件は、使用貸借権の設定に伴う駐車場、資材置場及び車両

置場への転用許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆、●● m^2 です。甲種農地・第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は、●●で●●を営む法人です。申請地は、●●年頃から農地法の許可を得ることなく碎石を敷いて公共工事等使用する資材置場等として利用していました。これまで、農地転用手続を失念していましたが、引き続き現在の状況（碎石10cm敷）で使用したく申請に至ったものです。

本来、転用手続を事前に行うべきであり、始末書が提出されています。

計画内容は、従業員用と来客用合わせて●●台分の駐車場及び赤土●● m^3 、山砂●● m^3 、川砂●● m^3 、碎石●● m^3 、バックホー●●台を保管します。敷地内は現状（碎石10cm敷）のまま使用します。

被害防除対策として、雨水は自然浸透とします。アイドリング防止を徹底し、敷地内の適正管理を行います。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

6番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

鈴木委員 先ほどの５番とも共通なんですけれども，今回この農地転用手続を失念していたということで，始末書を提出させたということなんですけれども，これはそういう手続をするようにということで，行政のほうから指導したからなんですか。

事務局 許可権者である千葉県に確認のうえ，本来事前に許可を取るべき案件ですので，経緯の説明をした始末書を提出するように，指導しております。

鈴木委員 分かりました。

議長 よろしいですか。
そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 「なし」という声がありましたので，６番を承認します。

次の審議に入ります。

７番について調査結果の報告を山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 ７番についてご報告します。

調査会資料は，６３ページからになります。

本件は，所有権の移転に伴う資材置場及び駐車場への転用許可申請です。

申請地は，●●の畑●●筆，●●㎡です。甲種農地・第１種農地及び第３種農地のいずれにも該当しない農地であり，小集団の生産性の低い農地であることから，第２種農地と判断しました。

譲受人は，●●で人材派遣業及び資材リース業を営む法人で

す。既存施設では，従業員用の駐車場が不足しており，また，事業拡大に伴い，貸出し用足場を保管する場所が手狭となっていたため，申請に至ったものです。

計画内容は，敷地内及び出入口に厚さ10cmの砕石敷とします。法面には土留め鋼板（高さ60cm）を設置します。足場板●●枚を保管。また来客用兼従業員用駐車場を●●台分として整備します。

被害防除対策として，雨水は自然浸透とします。工事中は誘導員1名を配置します。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査の結果を，農地転用関係事務指針に基づき審査したところ，農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力・信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等について審査する一般基準については，適正であると認め，第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対し，許可された場合には，申請内容に基づき，責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

7番について何か質問はございませんか。

はい，どうぞ。

大塚委員 ●●と●●は，同じ会社なんですか。

事務局 ●●の取締役の方が経営する会社が●●です。

大塚委員 分かりました。

議長 そのほかございませんか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声があったので、7番を承認いたします。

次の審議に入ります。

8番について調査結果の報告を山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 8番についてご報告します。

調査会資料は、73ページからになります。

本件は、所有権の移転に伴う、太陽光発電施設への転用許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆、●●㎡です。甲種農地・第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は、●●を営む法人です。事業拡大に伴い、太陽光発電施設の建設に適した土地を探していたところ、自然災害や降雪が少ない気象条件等から安定した事業運営が見込めることから申請に至ったものです。

計画内容は、太陽光発電施設として、太陽光パネル●●枚、パワーコンディショナー●●台、キュービクル●●台を設置します。周囲は高さ185cmのメッシュフェンスで囲います。

被害防除対策として、雨水は自然浸透とします。周囲への土砂の流出、堆積等については被害を防止するため十分配慮します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対し，許可された場合には，申請内容に基づき，責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

8番について何か質問はございませんか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声があったので，8番を承認いたします。

次の審議に入ります。

9番について調査結果の報告を山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 9番についてご報告します。

調査会資料は，78ページからになります。

本件は，所有権の移転に伴う，太陽光発電施設への転用許可申請です。

申請地は，●●の畑●●筆，●●㎡です。甲種農地・第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり，小集団の生産性の低い農地であることから，第2種農地と判断しました。

譲受人は，●●を営む法人です。事業拡大に伴い，太陽光発電施設の建設に適した土地を探していたところ，自然災害や降雪が少ない気象条件等から安定した事業運営が見込めることから申請に至ったものです。

計画内容は，太陽光発電施設として，太陽光パネル●●枚，パワーコンディショナー●●台，キュービクル●●台を設置します。周囲は高さ185cmのメッシュフェンスで囲います。

被害防除対策として、雨水は自然浸透とします。周囲への土砂の流出、堆積等については被害を防止するため十分配慮します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

9番について何か質問はございませんか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、9番を承認いたします。

議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第3号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証

明願の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございました。

それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 1番についてご報告します。

調査会資料は、83ページからになります。

本件は、宅地への地目変更登記をするための、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明の申請です。

申請地は、●●の畑●●筆、●●㎡です。現状は宅地です。

申請人は、●●年に相続で取得しましたが、相続以前から宅地の一部としてコンクリート舗装をし利用していたとのことです。

なお、申請人から経緯書が提出されております。

平成元年撮影の航空写真が添付されており、農地法所定の許可を得ないまま、20年以上宅地として利用されていると判断できます。

この間、農地法第51条の規定による違反転用に対する処分は受けておりませんが、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、第3調査会としては承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声があったので、1番を承認いたします。

議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 1番についてご報告します。

調査会資料は、86ページからになります。

本件は、●●在住の申出人が、生産緑地法第10条の規定に基づき、柏市へ生産緑地の買取りを申し出るための、農業の主たる従事者証明の申請です。

申請地は、●●の畑●●筆、●●㎡です。

申請理由は、農業経営に欠くことのできない主たる従事者が死亡し、当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査を実施し，審査したところ，第3調査会としては承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について，何か質問はございませんか。

はい，どうぞ。

大宮委員 申出者と主たる従事者はどういう関係ですか。

坂巻副委員長 親子です。

大宮委員 住所が違うようですけれども。一緒には住んでいなかったということですか。

坂巻副委員長 次男だそうです。

大宮委員 長男はどうなってますか。

山崎委員長 長男は家にいて，残りの農地を耕作しています。

大宮委員 分かりました。

議長 そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 「なし」という声があったので，1番を承認いたします。

次の審議に入ります。

2 番について調査結果の報告を山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 2 番についてご報告します。

調査会資料は、89 ページからになります。

本件は、●●在住の申出人が、生産緑地法第10条の規定に基づき、柏市へ生産緑地の買取りを申し出るための、農業の主たる従事者証明の申請です。

申請地は、●●の畑●●筆、●●㎡です。

申請理由は、農業経営に欠くことのできない主たる従事者が死亡し、当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第3調査会としては承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2 番について、何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

鹿倉委員 これも前の事案と同じように、申出者と従事者、住所が違うんですけれども、その説明はできますか。

山崎委員長 親子です。

鹿倉委員 親子で一緒に住んでいないんですか。

山崎委員長 住所が近いので近所には住んでいると思います

鹿倉委員 続柄は分かるんですか。

坂巻副委員長 長男です。

鹿倉委員 はい，分かりました。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声があったので，2番を承認いたします。

次の審議に入ります。

3番について調査結果の報告を山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 3番についてご報告します。

調査会資料は，92ページからになります。

本件は，●●在住の申出人が，生産緑地法第10条の規定に基づき，柏市へ生産緑地の買取りを申し出るための，農業の主たる従事者証明の申請です。

申請地は，●●の畑●●筆，●●㎡です。

申請理由は，農業経営に欠くことのできない主たる従事者が●●により故障，当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査を実施し，審査したところ，第3調査会としては承認相当と判断しました。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

3番について，何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、３番を承認いたします。

議案第４号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

（挙手）

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第５号「農用地利用集積等促進計画案への意見について」その１及びその２を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局お願いします。

（議長の指名で事務局が総括説明）

議長 ありがとうございました。

議案第５号その１につきましては、●●委員が農業委員会等に関する法律第３１条「議事参与の制限」の規定に該当しますので、●●委員の除斥を求めます。

（●●委員が退席）

議長 それでは、審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。これから説明する計画番号全てが農地中間管理事業の案件で、借受者は千葉県園芸協会です。

計画番号第１番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者

は、●●に所在する農地所有適格法人で、●●の田●●筆、●●
●㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

なお、以上の計画要請の内容は、従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

議案第5号その1について、何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、承認いたします。

議案第5号その1を採決いたします。

本案を原案のとおりとして、意見なしとする農業委員の方の
挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●●委員の除斥を解除いたします。

(●●委員が着席)

議長 次の審議に入ります。

議案第5号その2の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課お願いします。

それでは、ご説明させていただきます。

計画番号第2番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●に在住する農業者で、●●の田●●筆、面積●●㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は5年です。

計画番号第3番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●に在住する農業者で、●●の畑●●筆、●●㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は5年です。

計画番号第4番から6番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●に所在する一般法人で、●●の畑●●筆、●●㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

なお、以上の計画要請の内容は、従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

議案第5号その2について、何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

大宮委員

これ3番の2つですけれども、賃借権が3番は●●㎡で●●円、3番の下が●●㎡で●●円。これでいいんでしょうか。

農政課 地権者と借受者の間で、合計●●円で契約するということで、以前利用権で設定されていた土地です。継続案件でございますので、両方で相談した上でこの金額を設定していると聞いております。

議長 そのほかございませんか。

岡田委員 この4、5、6番の●●というのは、どういう会社

で、●●からだとどのくらいかかって、何を作る予定なのか教えてください。

農政課 ●●に本社が所在しているんですけれども、耕作する方というのは●●に住まわれている方になりまして、ほかに●●に住まわれている方●●名程度、この法人で農福連携の事業をやられている関係で、●●の障害者雇用の方が常時●●名ほどいらっしゃるというのは聞いています。

営農計画のほうを確認させていただくと、基本的には●●と●●がメインというところで、あとは時期的に夏野菜、冬野菜が半分です。空く時期には●●など様々な野菜を耕作する予定になっていて。

柏での今回の権利の設定については、大体●●㎡くらいになってはいるんですけれども、この●●のところが、●●との●●に位置する農地になっていまして、同時に●●の中間管理の設定を同じくこの●●㎡ぐらいの設定しています。

議長 そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 「なし」という声がありましたので、承認いたします。

議案第5号その2を採決いたします。

本案を原案のとおりとして、意見なしとする農業委員の方の挙手を願います。

（挙手）

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 それでは，議案第５号が終了しましたので，農政課の方は退席されて結構です。

ご苦労さまでした。

（農政課職員退席）

議長 以上で，本日の議案審議は終了いたしました。

議長 次に，報告事項がございますので，一括して事務局に説明を求めます。事務局お願いします。

（議長の指名で事務局が報告事項説明）

議長 いずれも報告事項でございますので，ご了解を得たいと思います。

議長 今後の予定を申し上げます。

７月１日，２日が調査会で，１日は午前９時から，２日は午後１時から，場所は，分室３第４会議室です。担当は，農地第４調査会です。

７月１０日午後２時からが総会で，場所は，分室１第１会議室です。

議長 以上をもちまして，第２３回柏市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議ありがとうございました。

（午後３時２８分閉会）